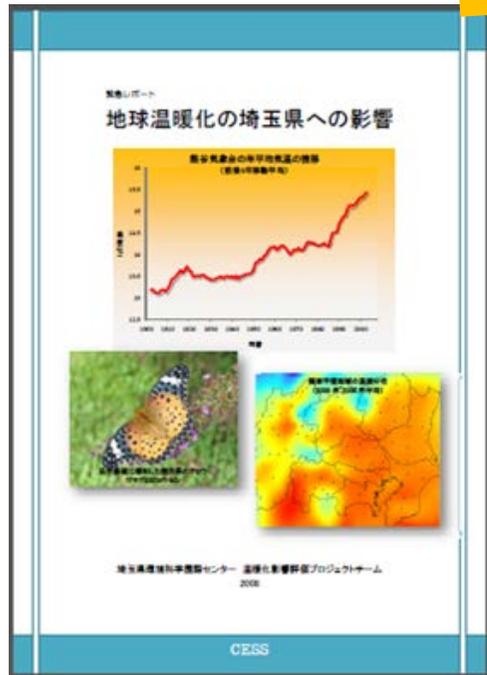


埼玉県の取り組み(1)

- 早くから地球温暖化の影響に関するレポートを公表（環境省S-4研究成果がきっかけ）。
- 地球温暖化対策実行計画や条例への適応の位置付け、庁内推進体制の整備を推進。

「緊急レポート地球温暖化の
埼玉県への影響2008」
(平成20年8月、埼玉県環境
科学国際センター)



埼玉県の適応に関する取組の経緯

年月	取組
平成20年8月	「地球温暖化の埼玉県への影響」の公表。(埼玉県環境科学国際センター)
平成21年2月	埼玉県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」策定。計画に適応策を位置づけ。
平成24年3月	埼玉県地球温暖化対策推進条例を制定。地球温暖化対策の定義(第2条)及び県が実施する地球温暖化対策(第8条)に 適応を位置づけ 。
平成24年2月 6月	適応策の検討を行うため庁内関係課からなる「 適応策専門部会 」を設置。庁内職員向け講演会の開催。講師:法政大学(田中教授、白井教授)、国立環境研究所(脇岡主任研究員)(肩書きは当時のもの)
平成24年11月 ～25年1月	農業分野温暖化適応策検討会の開催。温暖化による農作物(米、麦)への影響予測と適応策を整理。
平成25年2月	関東地域地球温暖化影響・適応対策研究会の開催(九都県市首脳会議地球温暖化対策特別部会(事務局:埼玉県)と関東地方環境事務所の共催)。講師:茨城大学(三村教授)法政大学(田中教授)(肩書きは当時のもの)
平成25年7～8月	九都県市首脳会議地球温暖化対策特別部会において 適応策先進事例やS-8適応策ガイドライン及び簡易推計ツールの研究等 を実施。
平成27年5月	実行計画の見直しに併せて、 適応策の意義・必要性、本県における温暖化の影響、各影響分野における適応策の方向性、適応策の進め方及び推進体制 を整理。「 ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(改訂版) 」として位置づけ。
平成28年3月	前年の「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(改訂版)」と政府適応計画を踏まえ、今後の取組の方向性を短期・中長期に渡って整理した「 地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～ 」(埼玉県地球温暖化対策推進委員会幹事会)を公表。

長い期間をかけて庁内関係課への情報共有や理解促進に努めてきた経緯がある。

出典：地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドライン(平成28年8月、環境省)

埼玉県の取り組み(2)

- 「地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～（平成28年3月）」を公表。
- 過去数年に亘る全庁的な影響・適応策の整理・点検結果の蓄積を踏まえたとりまとめ。

自然災害の短期・中長期の取組の方向性（一部抜粋）

今後の取組の方向性

(1) 短期（今後2～3年程度）

- 山地に起因する災害から県民の生命・財産を守が高い箇所から優先して治山施設を整備する。
- 豪雨等の災害により崩壊した箇所等で、人的被害を最優先に治山施設を整備する。
- 集中豪雨や大規模崩壊など近年の災害要因の変換地区の再調査を実施する。
- 県民の生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の指定を推進する。

(2) 中長期（今後3～10年程度）

- 県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害機能強化、豊かな環境づくりのため、緊急に整る。
- 山地災害危険地区の調査結果を住民等と共有し、山地災害の未然防止及び拡大防止を図るため。
- 土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、クを評価し必要に応じて対策の見直しを行う。

埼玉県における影響評価結果及び既存施策の点検結果一覧（一部抜粋）

大項目	小項目	影響評価結果		既存施策等の点検結果		
		短期的な影響・被害の発生程度 (A)	長期的な影響の総合評価(影響の大きさ) (B)	影響把握・取組方針 (C-1)	関連既存施策等の現状 (C-2)	推進体制・基盤整備 (C-3)
農業・林業・水産業						
農業	水 稲	○	○	□	△	△
	野 菜	○	—			
	果 樹	○	△			
	麦、大豆、飼料作物等	○	△			
	病虫害、雑草	—	—			
	農業生産基盤	○	△			
林 業	木材生産(人工林等)	—	○	□	—	—
	特用林産物(きのこ類等)	—	□			
水産業	増養殖等	□	□	影響発生の可能性が小さいため点検対象外		
水環境・水資源						
水環境	湖沼・ダム湖	○	△	□	□	□
水資源	水供給	○	△	□	△	□

出典：彩の国さいたま 地球温暖化への適応について～取組の方向性～（平成28年3月、埼玉県）